

## 全国通訳案内士試験合格者の登録申請について

### (提出書類)

1 全国通訳案内士登録申請書 (法規則 16 条第 1 項)

2 健康診断書 (法規則第 16 条第 2 項)

健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。(県細則第 2 条)

○診断を受けた者の氏名、性別、生年月日及び年齢

○精神の機能の障害の有無

○精神の機能の障害がある場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 病名及び主要症状

(2) 当該障害に係る現に受けている治療等の有無

(3) 当該障害に係る現に受けている治療等がある場合にあつては、次に掲げる事項

ア 当該治療等の内容

イ 当該治療等を受けている状態における精神の機能が、精神の機能の障害がない者と同程度であるか否かの別

ウ 当該治療等により当該障害の程度が軽減している状況

(4) 当該障害に係る現に受けている治療等がない場合にあつては、精神の機能が、精神の障害がない者と同程度であるか否かの別

○診断の年月日

○診断した医師の氏名並びに当該医師の所属する医療機関の名称及び所在地又は当該医師の住所

3 合格証の写し (法規則第 16 条第 2 項)

4 宣誓書 (法規則第 16 条第 2 項)

5 写真 2 枚 (最近 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのものであつて、台紙を付けないもの)

(法規則第 16 条第 2 項)

6 愛媛県収入証紙 5,200 円 (県手数料条例別表 6 その他手数料 13)

\*収入印紙ではありません。

**※令和 3 年 4 月 1 日から変更になりました。**

【参考】愛媛県収入証紙売りさばき所

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/kaikeisidou/25-5-7shousi.html>

※ 住民基本台帳ネットワークシステムを利用するため、住民票の添付は不要です。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方は住民票の添付が必要です。